## 構造改革特別区域計画

# 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

秋田県山本郡八峰町

## 2 構造改革特別区域の名称

白神の里八峰どぶろく特区

# 3 構造改革特別区域の範囲

秋田県山本郡八峰町の全域

# 4 構造改革特別区域の特性

### (1)位置

当町は日本海に面して秋田県の最北端に位置する。北を青森県深浦町、鯵ヶ沢町、東を藤里町、南を能代市と接する。また、北東を世界自然遺産の白神山地と接しており、東西に19.5km、南北に24.0kmの距離を持ち、総面積234.19kmを有する。町域は北部海岸が岩礁地帯で急峻な山間地域となっており、南部海岸は砂浜地帯で緩やかな傾斜域が山地に繋がっているものの山間部は急峻な山々となっている。

## (2)気候

気候は四季の移り変わりが明瞭であり、年間の平均気温は10 前後で、冬は日本海特有の強い北西の季節風が吹き込み、住民生活に支障を及ぼしているが、積雪は海岸部で10~50cm、山間部で100cm以上になっている。

# (3)人口

人口の推移は戦後をピークに、鉱業企業の撤退と農林漁業の衰退により若年層の町外流 出が著しく、依然として人口の減少が続いており、平成17年国勢調査での当町の人口は 9,012人となっている。また、65歳以上の高齢化比率は32.7%と高い比率になっている。

# (4)産業

当町は第一次産業の農林漁業を基幹産業としているが、農林漁業を取り巻く社会経済情勢は厳しく、昭和35年に67.7%を占めていた第一次産業の就業者は、平成12年には21.4%まで減少している。

また、農林漁業の担い手の確保が大きな課題となっており、就業者の高齢化の進行も相まって、農林漁家の廃業が懸念されている。

特に、農業においては、耕作放棄地が増加しており、中山間地域等直接支払交付金の活用や集落営農の組織化等により耕作放棄地の防止を図り、複合経営から農林漁家の存続を推進しようとしているが、農山漁村を取り巻く環境は依然として厳しい状況にある。

## (5)規制の特例措置を講じる必要性

当町は、海、山、里の自然環境に恵まれており、世界自然遺産となっている白神山地を訪れる観光客は増加傾向にあり、都市部との交流が進んできている。

また、農林漁業体験施設と農林水産物の直売施設の整備により、都市住民に新鮮で豊富な地域の食材を提供しており、郷土料理を通じた交流も活発となってきている。

このため、都市部との交流を更に活発にするため、濁酒という新たな持て成しを創出し、 農林水産物の消費の拡大などから地域産業の活性化を推進する必要がある。

# 5 構造改革特別区域計画の意義

### (1)規制の特例措置を活用

秋田県の産米は、「あきたこまち」の生産に偏重しているが、当町においては、「あきたこまち」「ひとめぼれ」「めんこいな」を推奨品種としており、バランスの取れた生産数量や低農薬、低化学肥料の特別栽培など、消費者のニーズに沿った米作りに取り組んでいる。

しかし、米の数量調整から、耕作されない農用地が増加しており、水田の多面的な機能を確保するためには、耕作遊休地の有効活用が不可欠となっている。このため、農家の余剰米や耕作遊休地を活用し、濁酒を製造することによって、農業の振興が推進できる。また、濁酒とともに郷土料理を振舞うことで、都市住民との交流を活発にし、農林水産物の消費拡大を図ることができる。

当町では、白神山地のエコ・ツーリズム、農業や林業体験のグリーン・ツーリズム、日本海をフィールドとしたブルー・ツーリズムなどが堪能でき、そこから生産される農林水産物と濁酒を用いることで、更に地域の活性化が見込まれる。

# (2)地域産業の連携と人材の活用による地域の活性化

当町は地理的な制約から高速交通体系から外れていることもあって、企業誘致や立地も進まず、所得の低迷、若年層の流出、過疎化及び少子高齢化が大きな課題となっている。特に、地域産業の後継者の確保は深刻な問題となっており、集落の崩壊や地域産業の衰退が懸念され、農家レストランや農家民宿など新たな取り組みが必要になっている。

このため、農協、漁協、森林組合、商工会などの機関の支援を受けながら、農林漁家が 生産の共同化など生業を持続できる経営体制の確立を図り、地域共同での都市住民との交 流事業、地産地消活動、地域ブランド品の創出など様々な分野での活動を地域活性化につ なげていくことを考えている。

この中で、農業者による濁酒の製造は、地域ブランドの確立を図るとともに、農業経営の複合化を推進する大きなキーポイントに位置づけられる。

また、農林漁業に従事する青年、婦人、高齢者などの豊富な知識、体験、技術を活用し、 都市住民のニーズに沿った当町オリジナルの農林漁業体験や濁酒などでやすらぎの空間を 提供したい。

## 6 構造改革特別区域計画の目標

今回申請する構造改革特別区域計画の「特定農業者による濁酒の製造事業」は、農家が 丹精こめた特別栽培米を使用して造った濁酒で、地域の米をはじめとする農林水産物の販路と消費拡大を図るとともに、都市と農村の交流事業を促進し、地域の活性化を推進する ことを目標とする。

また、当町は、海、山、里の優れた自然環境とそこから生産される良質な農林水産物などの資源があるため、濁酒とともにこれらを活用し、農家民宿や農家レストランの起業化を促進しつつ地域の食文化の普及をつうじて地産地消を推進する。

当町では、エコ、グリーン、ブルー・ツーリズムを推進するとともに、滞在型観光への移行を図っている。濁酒は地域ブランドの特産品として大きな力を発揮するものと考えており、観光客の増加をつうじた地域産業の活性化を推進する。

# 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特区に及ぼす経済的社会的効果

### (1)交流事業の推進

当町は世界自然遺産の白神山地を背後にしており、白神山地の遺産地域を一望できる「二ツ森」登山には、年間11,000人余りの観光客が訪れている。当町には、白神山地のガイド体制が整っており、自然観察会やブナの植樹イベントなどの開催から、今後も交流人口の増加が期待できる。グリーン・ツーリズムでは、農林漁業関係体験として、そば打ち体験や切りたんぽ鍋作りなど地域の食材を使ったメニューが好評で、濁酒の提供により更なる農家民宿と農家レストランの需要拡大が見込まれる。

今後は、当町の多彩な体験メニューの充実とともにガイドやインストラクターの養成を 図り、農林漁家の就業機会の拡大を推進する。

(単位:人/年)

#### 地域全体の交流人口の目標

		(
年度・目標	平成 18 年度実績	平成 23 年度目標
観光客数	742,390	770,000

#### (2)農業の可能性

当町の農業は、長年稲作を中心に野菜や畜産・果樹などとの複合経営が行われていたが、機械化による経費の増嵩や米の生産調整などの影響を受け、厳しい経営環境が続いている。また、担い手不足、就農者の高齢化など、農業労働力の不足が急速に進んでいる。更に、今年度から品目横断的経営安定対策がスタートすることから、担い手農家の育成をはじめ、小規模農家においては集落営農の導入などの対応が急務となっている。

このような中で、農家自体も農業の可能性を追求し、農林水産物直売施設での販売、加工品の研究などをはじめ、グリーン・ツーリズムへの取り組みから都市住民との交流の場として農家民宿、農家レストラン等への事業展開の機運が高まってきている。実際に、白神山地を訪れている観光客は、農家民宿での交流を求めており、地域の料理や文化に触れることで心身のリフレッシュが図れると喜んでいることから、農家も自信を付けつつある。これまでの単に農作物を生産することから、時代に対応した農業のスタイルを構築しよ

うとしており、都市と農村の交流が大きな引き金となって、農産物の販路拡大が順調に進めば、農家の所得向上と生産意欲の向上の双方が期待できる。

## (3) その他関連特産品への波及効果

当町は、世界自然遺産の白神山地に隣接しているほか、県北部最大の漁業基地も抱えており、海、山、里の農林水産物を用いた郷土料理や四季折々の食材を提供しての交流人口の拡大も図ろうとしており、例えば、古くからそば文化を農家が伝承しており、石川そば、本館そばなど地区独特の味覚を提供できるといった特徴が挙げられる。交流人口の拡大は、その他の特産品関連の地域産業への波及効果が期待できる。

今回製造予定の濁酒は、地域の農林水産物との相乗効果を生み出すとともに、農林漁家の生産意欲の向上や民宿、レストラン、加工品開発及び直売活動など多面的な経営への牽引役となるものと期待している。

### 新規事業

農家の濁酒製造により、既設農家民宿や農家レストランでの交流事業が促進されるほか、 新規参入が進めば、新たな交流事業も期待できる。

(単位・件)

(単位:円)

# 農家民宿、農家レストランによる濁酒製造計画

根外以前、根外レストランドの0月間表達自由		(十四・ロノ
区分	平成19年度目標	平成23年度目標
農家レストランによる濁酒 製造件数	1件	3件
農家民宿による濁酒製造件 数	0件	2件
合計	1件	5件

#### 農林水産物直売所の販売額の向上

交流人口の増加に伴い、農林水産物の販売額の増加による、農林漁家の所得の向上が期待できる。

# 農林水産物直売施設の販売計画

区分	平成18年度実績	平成23年度目標
産直「おらほの館」	124,391,298	135,000,000
産直「ぶりこ」	67,250,511	100,000,000
合計	191,641,809	235,000,000

# 8 特定事業の名称

707 特定農業者による濁酒の製造事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1)地産地消の推進(直売所活性化事業)

農林漁家の高齢者や女性が自ら生産した農林水産物の販売手段として直売所を活用する。 また、農林漁家にとっては新たな販路の確保や加工品による高付加価値化を図るとともに、 市場での規格外商品や自家用野菜等を販売することで所得の向上を図る。

(2)エコ、グリーン、ブルー・ツーリズムの推進(インストラクター等養成事業) 当町では、エコ、グリーン、ブルー・ツーリズムが堪能でき、地域活性化の大きな手段 と位置づけている。ツーリズム事業の推進の際、地域の様々な資源の活用から「人、地域、 生きがい」づくりがなされ、最終的には地域生産物の販路の拡大やガイド、インストラク ターなどの就業機会の拡大に結びつき、経済的効果が地域にもたらされる。

## (3)都市交流の推進(交流イベント事業)

町オリジナルの自然・農林漁業体験と、ラベンダー祭り、春、秋の二ツ森自然観察会、 旬の農林水産物の収穫祭など各種イベント開催をタイアップし、地域の特産品のPRを行 うことにより、当都市住民と農漁村との交流を活発にする。

# (4)森林、農用地の保全活動(景観保全事業)

豊かな自然環境を維持するため、杉伐採地へのブナ等の広葉樹の植栽事業を継続しており、地球温暖化の防止活動とともに山間地の景観改善を推進していく。また、農用地においては、耕作放棄地の拡大を防止するとともに、荒廃した農用地については、四季折々の花木の植栽などで里山の景観保全を推進する。

別紙 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

(別紙)

## 1 特定事業の名称

707 特定農業者による濁酒の製造事業

## 2 当該規制の特例措置を受けようとする者

構造改革特別区域内において、酒類を自己の営業場において飲用に供する業(農家レストラン(飲食店)農家民宿など)を併せ営む農業者で、自ら生産した米を原料として濁酒を製造しようとする者

# 3 当該規制の特別措置の適用の開始日

本特別区域計画の設定を受けた日

# 4 特定事業の内容

(1)事業に関与する主体

上記2に記載の者で、酒類製造免許を受けた者

(2)事業が行われる区域

秋田県山本郡八峰町の全域

(3)事業の実施期間

上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

(4)事業により実現される行為や整備される施設

上記2に記載の者が、濁酒の提供を通じて地域の活性化を図るために濁酒を製造する。

### 5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により農家レストラン(飲食店)や農家民宿などを併せ営む農業者が、自ら生産した米を原料として濁酒を製造する場合には製造免許に係る最低製造数量基準を適用しないものとなり、酒類製造免許を受けることが可能となる。

このことは新しい地場産品の創造となり、農業農村の活性化にもつながる。

また濁酒製造への取り組みは、小規模ながらも農家副収入のひとつの手段となり、濁酒と併せて地元食材を提供することは地産地消の促進へも波及するものと考えられる。

このような民間の自発的な取り組みが広がることは、地域の活性化にもつながるという視点からも当該特例措置の適用が必要であると考える。

なお当該特定事業により酒類の製造免許を受けた場合、酒税の納税義務者として必要な 申告納税や記帳業務が発生し、税務当局の検査及び調査の対象とされる。

町は無免許製造を防止するために制度内容の広報を行うとともに、特定農業者が特例措置以外の酒税法の規定に違反しないよう、指導及び支援を行う。